

茨木市バイオインキュベーション施設賃料補助要綱

(目的)

第1 この要綱は、バイオインキュベーション施設に入居するバイオベンチャー企業に対して、施設の賃料の一部を補助することにより、バイオベンチャー企業の集積を図り、本市産業の振興に資することを目的とする。

(定義)

第2 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

(1) バイオベンチャー企業 ライフサイエンス分野の研究開発を行う企業のうち、資本金3億円以下又は従業員50人以下のもの（中小企業基本法（昭和38年法律第154号）第2条第1項に規定する中小企業者の範囲を越える会社又はその役員から2分の1以上の出資を受けている会社を除く。）をいう。

(2) バイオインキュベーション施設 バイオベンチャー企業がライフサイエンス分野の研究開発又は研究開発に基づく事業を行うための次に掲げる施設をいう。

ア 彩都バイオインキュベータ

イ 「大阪府彩都ライフサイエンスパークにおけるバイオインキュベータ施設の認定に関する要綱（平成17年9月1日施行）」に基づき大阪府の認定を受けた施設

ウ 彩都バイオインキュベーションセンター

(補助の対象)

第3 補助の対象者は、補助金の交付申請時に添付された賃貸借契約書に記載された賃貸借契約期間が5年以下のバイオベンチャー企業（個人事業主を含む。）のうち、この要綱による補助を受けたことがないもの（現に補助金の交付を受けているもので、第6に規定する補助金の交付対象期間内のものは除く。）で、次の各号のいずれかに該当するものとする。

(1) 大学等の研究成果をもとに起業したもの

(2) 大学等の教職員又は学生が起業したもの

(3) 大学等と共同研究を行うもの

(4) ライフサイエンス分野の研究開発を行うもの

(補助対象経費)

第4 補助の対象経費は、バイオインキュベーション施設（以下「賃借施設」という。）への入居に要する賃借料相当額（共益費及び消費税等相当額を除く。）とする。

(補助金額)

第5 補助金の額は、次の各号に掲げる補助対象者の区分に応じて、当該各号に定める額に、賃借施設を利用した期間の月数を乗じて得た額とする。

(1) 補助対象者が市民又は市内に本社を有する場合 賃借施設の床面積に1平方メートル当たり1,250円を乗じて得た額

- (2) 補助対象者が市民以外又は市内に本社を有しない場合 賃借施設の床面積に1平方メートル当たり1,000円を乗じて得た額
- 2 前項の規定にかかわらず、補助金の限度額は、次の各号に掲げる補助対象者の区分に応じて、当該各号に定める額とする。
- (1) 補助対象者が市民又は市内に本社を有する場合 算出した補助金の額が12か月で150万円を超えるときは、150万円
- (2) 補助対象者が市民以外又は市内に本社を有しない場合 算出した補助金の額が12か月で120万円を超えるときは、120万円
- 3 賃借施設の床面積に1平方メートル未満の端数があるときは、これを切り捨てる。
- 4 賃借施設の利用開始日が月の初日でないとき又は利用終了日が月の末日でないときの補助金の額は、日割り計算とする。この場合において、100円未満の端数があるときは、これを切り捨てる。
- 5 補助金は、予算の範囲内において交付する。
(補助期間)
- 第6 補助金の交付対象期間は、賃借施設の利用開始日から5年間を限度とする。
- 2 前項の規定にかかわらず、補助の対象者が賃借施設においてライフサイエンス分野の研究開発及び研究開発に基づく事業の中止を決定したときは、当該決定日までを補助金の交付対象期間とする。ただし、市内に新たに拠点を設けて引き続き同様の事業活動を継続するときは、賃借施設の退去日までとする。
(補助金の交付申請)
- 第7 補助金の交付を受けようとするものは、茨木市バイオインキュベーション施設賃料補助金交付申請書(様式第1号)に次に掲げる書類を添えて、指定された期日までに市長に申請しなければならない。ただし、市長は、第6第1項の交付対象期間内において、補助金の交付申請に対する内容の審査に支障がないと認めるときは、第3号及び第4号に掲げる書類を次年度以降に省略させることができる。
- (1) 事業計画書
- (2) 補助金申請内訳書
- (3) 賃貸借契約書の写し(床面積の記載されたもの)
- (4) 法人の登記事項証明書
- (5) 印鑑証明書(交付申請書に代表者が氏名を自署した場合は不要)
- (6) その他市長が必要と認める書類
(補助金の交付決定)
- 第8 市長は、第7の規定による申請があったときは、その内容を審査し、適当と認めたものについて予算の範囲内において補助金を決定し、申請者に対し茨木市バイオインキュベーション施設賃料補助金交付決定通知書(様式第2号)により通知する。
(変更の届出)
- 第9 補助金の交付を申請したものは、補助金の交付決定通知後において当該事業計画の内容を変更しようとするときは、第7に準じて茨木市バイオインキュベーション施設賃料補助金交付変更承認申請書(様式第3号)を提出して、市長の承認を受

なければならない。ただし、市長が軽微な変更と認めるときは、この限りでない。

- 2 前項の変更承認申請があった場合、市長は第8に準じて決定の内容を変更し、茨木市バイオインキュベーション施設賃料補助金変更承認通知書（様式第4号）により申請者に通知する。

（実績報告）

- 第10 補助金の交付の決定を受けたものは、当該年度の賃料の支払が終了したときは、茨木市バイオインキュベーション施設賃料補助金実績報告書（様式第5号）に次に掲げる書類を添えて指定された期日までに市長に提出しなければならない。ただし、補助金の交付対象期間の満了前に退去するときは、退去日の翌日から起算して30日以内に提出しなければならない。

- (1) 事業報告書
- (2) 賃料支払報告書
- (3) 賃料の支払を証する書面
- (4) その他市長が必要と認める書類

- 2 前項の規定にかかわらず、補助金の交付の決定を受けたものは、前期分（4月分から9月分まで）について9月末日までに実績報告を行うことができる。

（補助金の交付確定）

- 第11 市長は、第10の実績報告書の提出があったときは、報告書の内容を審査するほか、必要に応じて現地調査等を行い、適当と認めたときは交付すべき補助金の額を確定し、茨木市バイオインキュベーション施設賃料補助金確定通知書（様式第6号）により実績報告書を提出したものに通知する。

（補助金の交付請求）

- 第12 第11の補助金確定通知書を受けたものは、納付すべき市税が当該請求日までに納付されていることを証する書面を添えて茨木市バイオインキュベーション施設賃料補助金交付請求書（様式第7号）を市長に提出し、補助金の交付を請求しなければならない。

（補助金の交付）

- 第13 市長は、第12の規定による補助金の交付請求を受け付け、審査の上、適当と認めたときは、当該請求者に補助金を交付する。

（立入検査）

- 第14 市長は、補助金の執行の適正を期し、補助事業の円滑な推進を図るため、その職員に、補助対象の施設若しくは事務所に立ち入り、事業の状況若しくは帳簿、書類その他の物件を検査させ、又は関係者に質問若しくは必要な指示をさせることができる。

（帳簿等の整備）

- 第15 補助金の交付の決定を受けたものは、当該補助事業に係る収入及び支出に関する帳簿並びに証拠書類を常に整備しておかねばならない。

- 2 補助金の交付を受けたものは、市長から前項の帳簿等の提出の指示があったときは、当該帳簿等を速やかに提出しなければならない。

（書類の保存）

第16 補助金の交付を受けたものは、当該補助事業の施行に関する書類及び帳簿等を、当該補助事業が終了した年度の翌年度から起算して10年間保存しなければならない。
(補助の取消し等)

第17 市長は、補助金の交付を受けるものあるいは受けたものが次の各号のいずれかに該当するときは、補助金を交付せず、若しくは減額し、又は全部若しくは一部を返還させることができる。

- (1) この要綱に違反したとき。
 - (2) 虚偽その他不正な行為により補助を受け、又は受けようとしたとき。
 - (3) 市長の承認を受けずに事業を変更し、若しくは中止し、又は事業の遂行の見込みがないとき。
 - (4) その他市長が不相当と認めたとき。
- (市長の指示)

第18 市長は、補助金の使用に関し、必要な指示をすることができる。

附 則

(実施期日)

- 1 この要綱は、平成17年4月1日から実施する。

(経過措置)

- 2 この要綱による改正後の茨木市創業促進バイオインキュベートルーム賃料補助要綱の規定は、この要綱の実施の日以後の申請に係る補助について適用し、同日前の申請に係る補助については、なお従前の例による。

附 則

(実施期日)

- 1 この要綱は、平成17年9月1日から実施する。

(経過措置)

- 2 この要綱の実施の際現に改正前の茨木市創業促進バイオインキュベートルーム賃料補助要綱第7の規定により申請された茨木市創業促進バイオインキュベートルーム賃料補助金交付申請書は、改正後の茨木市創業促進バイオインキュベートルーム賃料補助要綱第7の規定により申請された茨木市創業促進バイオインキュベートルーム賃料補助金交付申請書とみなす。

附 則

(実施期日)

- 1 この要綱は、平成20年10月1日から実施する。

(経過措置)

- 2 この要綱による改正後の茨木市バイオインキュベーション施設賃料補助要綱の規定は、この要綱の実施の日以後の申請に係る補助金について適用し、同日前の申請に係る補助金については、なお従前の例による。

附 則

この要綱は、平成23年4月1日から実施する。

附 則

(実施期日)

- 1 この要綱は、令和元年5月1日から実施する。

(経過措置)

- 2 この要綱の実施の際、この要綱による改正前の茨木市バイオインキュベーション施設賃料補助要綱によって定められていた様式による用紙がある場合には、当分の間所要の調整をして、これを使用することを妨げない。

附 則

(実施期日)

- 1 この要綱は、令和3年6月1日から実施する。

(経過措置)

- 2 この要綱の実施の際、この要綱による改正前の茨木市バイオインキュベーション施設賃料補助要綱によって定められていた様式による用紙がある場合には、当分の間所要の調整をして、これを使用することを妨げない。

附 則

(実施期日)

この要綱は、令和7年4月1日から実施する。

附 則

(実施期日)

この要綱は、令和8年4月1日から実施する。

様式第 1 号

年 月 日

(申請先) 茨木市長

所在地
名称
代表者名

茨木市バイオインキュベーション施設賃料補助金交付申請書

茨木市バイオインキュベーション施設賃料補助金の交付を次のとおり申請します。

なお、申請内容の確認のために必要があるときは、他の補助制度の活用状況等について、市長が関係機関に照会することに同意します。

- 1 補助対象経費
- 2 交付申請額
- 3 添付書類
 - (1) 事業計画書
 - (2) 補助金申請内訳書
 - (3) 賃貸借契約書の写し（床面積の記載されたもの）
 - (4) 法人の登記事項証明書
 - (5) 印鑑証明書

事業計画書

1. 会社概要	(業 種) (従業員数) (資 本 金) (資本構成) ※ 持株比率が一番多い株主の状況 ・名 称 ・所 在 地 ・出資比率 % (年 月現在)	
2. 利用施設	(所 在 地) 茨木市彩都あさぎ七丁目 番 号 (名 称) (部屋番号) 号室	
3. 賃借内容	床面積	m ²
	月額賃料	円 (消費税等は除く)
4. 補助対象期間	年 月 日 ～ 年 月 日	
5. 賃貸契約期間	年 月 日 ～ 年 月 日	
6. 事業の概要 (事業所全体)		
7. 当該施設での 研究開発及び 研究開発に 基づく事業の 概要		
8. 大学等との 連携内容		

補助金申請内訳書

1. 補助金対象者の状況

☐ 個人事業主 (☐ 市民 ☐ 市民以外)

☐ 法人事業主 (☐ 市内に本社を有する ☐ 市内に本社を有しない)

2. 補助金の内訳

補 助 金 額	円	
計 算 式	$\begin{array}{l} < \text{月} \sim \text{月分} > \\ \text{円} / \text{m}^2 \times \text{m}^2 (1 \text{ m}^2 \text{未満切り捨て}) \times \text{か月} \\ = \text{円} \end{array}$	
	市民又は市内に本社を有する場合	左記以外の場合
	1,250円/m ² ×床面積×使用月数	1,000円/m ² ×床面積×使用月数
	○床面積については、1m ² 未満を切り捨てて計算すること。 ○賃借施設の利用開始日又は終了日が月の途中である場合は、補助金の額は日割りで計算すること。 ○100円未満は切り捨てること。	
限 度 額	円	

3. 収支予算

収 入		支 出	
費 目	予 算 額 (円)	費 目	予 算 額 (円)
自己資金		賃 借 料	
補 助 金		共 益 費	
		消 費 税	
合 計		合 計	

様式第 2 号

茨木市指令 第 号

所 在 地
名 称
代表者名 様

茨木市バイオインキュベーション施設賃料補助金交付決定通知書

年 月 日付け申請の茨木市バイオインキュベーション施設賃料補助金は、次の条件を付けて、金 円を交付します。

条 件

年 月 日

茨 木 市 長 印

年 月 日

(申請先) 茨木市長

所在地
名称
代表者名

茨木市バイオインキュベーション施設賃料補助金交付変更承認申請書

年 月 日付け茨木市指令 第 号に係る茨木市バイオインキュベーション施設賃料補助金について、次のとおり変更したいので申請します。

- 1 変更内容
- 2 変更理由
- 3 変更前交付決定額 円
- 4 変更後交付申請額 円
- 5 差 引 増 減 額 円
- 6 添付書類

補助金変更申請内訳書

1. 変更内容

利 用 施 設	(所 在 地) (名 称) (部屋情報) 号室 (床 面 積) m ² (月額賃料) 円 (消費税等は除く)		
変更内容の詳細	(変 更 前)		
	(変 更 後)		
変 更 年 月 日	年 月 日		
補 助 金 額	変 更 前		変 更 後
	円		円

2. 補助金の内訳

	変更前	変更後
計算式	$\text{円/m}^2 \times \text{m}^2 \times \text{か月}$ $= \text{円}$	$\text{円/m}^2 \times \text{m}^2 \times \text{か月}$ $= \text{円}$
限度額	円	円

※1 床面積は1m²未満を切り捨てて計算すること。

※2 月の途中で変更がある場合は、実日数をもとに日割りで計算すること。

※3 100円未満の端数は切り捨てること。

3. 収支予算

収 入		支 出	
費 目	予算額 (円)	費 目	予算額 (円)
自己資金		賃借料	
補助金		共益費	
		消費税	
合 計		合 計	

様式第 4 号

茨木市指令 第 号

所在地
名称
代表者名 様

茨木市バイオインキュベーション施設賃料補助金変更承認通知書

年 月 日付け茨木市指令 第 号で交付決定した茨木市バイオインキュベーション施設賃料補助金は、次の条件を付けて変更承認します。

条 件

- 1 交 付 決 定 額 円
- 変 更 増 減 額 円
- 変更交付決定額 円

2

年 月 日

茨 木 市 長 

様式第 5 号

年 月 日

(報告先) 茨木市長

所在地
名称
代表者名

茨木市バイオインキュベーション施設賃料補助金実績報告書

年 月 日付け茨木市指令 第 号で交付決定通知を受けた前期・後期事業が完了したので、次のとおり報告します。

- 1 補助金交付決定額 円
- 2 実績報告の額 (期間) 円 (月分 ～ 月分)
- 3 添付書類
 - (1) 事業報告書
 - (2) 賃料支払報告書
 - (3) 賃料の支払を証する書面

事業報告書

1. 会社概要	(業 種) (従業員数) (資 本 金) (資本構成) ※ 持株比率が一番多い株主の状況 ・名 称 ・所 在 地 ・出資比率 % (年 月現在)	
2. 利用施設	(所 在 地) 茨木市彩都あさぎ七丁目 番 号 (名 称) (部屋番号) 号室	
3. 賃借内容	床 面 積	m ²
	月 額 賃 料	円 (消費税等は除く)
4. 補助対象期間	年 月 日 ～ 年 月 日	
5. 当該施設での 研究開発及び 研究開発に 基づく事業の 概要		

賃 料 支 払 報 告 書

1. 賃料支払明細

補助対象となる賃料の額	内訳（月額賃料×使用月数）
円	

※賃借施設利用の開始日又は終了日が月の途中である場合、補助金の額は日割りで計算すること。

2. 収支決算

収 入		支 出	
費 目	決 算 額 (円)	費 目	決 算 額 (円)
自己資金		賃 借 料	
補 助 金		共 益 費	
		消 費 税	
合 計		合 計	

様式第 6 号

茨木市指令 第 号

所 在 地
名 称
代表者名 様

茨木市バイオインキュベーション施設賃料補助金確定通知書

年 月 日付け茨木市バイオインキュベーション施設賃料補助金実績報告書を
審査の結果、補助金を次のとおり確定します。

- 1

補助金交付決定額
(月分 ～ 月分)

円
- 2

補助金確定額
(月分 ～ 月分)

円

年 月 日

茨 木 市 長 

様式第 7 号

年 月 日

(請求先) 茨木市長

所在地
名称
代表者名

茨木市バイオインキュベーション施設賃料補助金交付請求書

年 月 日付け茨木市指令 第 号で確定通知のあった補助金を次のとおり請求します。

- 1 補助対象事業 茨木市バイオインキュベーション施設賃料補助事業
- 2 金 額 円
ただし、 年 月分 ～ 年 月分
- 3 添 付 書 類
市税が納付されていることを証する書面